

埼教互第173号
令和5年12月8日

各所属所長 様

一般財団法人埼玉県教職員互助会理事長

レクリエーション補助事業の利用期間及び提出期限について（通知）

日頃より、互助会の事業運営につきまして、御理解・御協力をいただき厚く御礼申し上げます。
標記の件については、令和5年4月3日付け埼教互第3号で通知していますが、下記のとおり、今一度貴所属所職員に周知くださるようお願いいたします。
令和4年度以前の旅行宿泊補助事業とは利用期間及び提出期限が異なる点に御留意ください。
なお、請求書についても旅行宿泊補助の様式は使用できませんので御留意ください。

記

1 補助の対象となる利用期間及び提出期限

- 利用期間 ……………令和5年4月1日（土）～**令和6年2月29日（木）利用分まで**
- 提出期限 ……………**令和6年3月15日（金）福利課必着**

※施設等の利用年月日より前の提出は認めません。

※総務事務システム対象者の方についても、提出期限までに書類の不備がない状態で総務事務センターに届いたものが対象となります。

2 レクリエーション補助事業の詳細について

互助会ホームページに事業の詳細が記載された「レクリエーション補助 請求の手引き」を掲載しています。請求前に必ず御確認くださるよう、貴所属所職員に周知くださるようお願いいたします。

<https://gojo-saitama.jp/business/business-5377>

担当 埼玉県教育局教育総務部福利課 貸付・ライフプラン担当 電話 048-830-6701
